

Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス タックス アラート

FATCA財務省規則案公表

米国時間、2012年2月8日に米国財務省ならびに内国歳入庁(IRS)はFATCAに係わる財務省規則案(以下、規則案)を公表しました。

本規則案において、以下の主要な項目への対応が行われています。

- ▶ 外国金融機関(以下、FFI)ならびに米国金融機関(以下、USFI)の定義の明確化
- ▶ 金融口座の定義についての見直し
- ▶ FATCA運用に際してFFIが所在する国や地域における法令とのコンフリクトを生じる場合の移行期間の導入
- ▶ FFIならびにUSFIの定義から除外される事業体、あるいはFATCAの一定の履行義務から免除される事業体の拡大
- ▶ 米国口座の特定ならびに報告に要するデューデリジェンスの見直し
- ▶ 既得権ルールが適用される債務の範囲の拡大
- ▶ FATCA導入を促すための政府間による情報交換の枠組み構築への取り組み

本規則案では米国外におけるパススルー支払いの規定については保留となっています。

パススルー支払いに対する源泉徴収ならびに一定の所得に係わる報告に係わる適用時期についてさらに延期されています。

詳細についてはあらためてご案内をさせて頂く予定です。

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせ下さい。

Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

古川 武宏	エグゼクティブディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com
伊東 亜希子	マネージャー	+81 3 3506 2717	akiko.ito@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

丘本 正彦	パートナー	+81 3 3503 1057	okamoto-mshk@shinnihon.or.jp
窪寺 信	パートナー	+81 3 3503 1283	kubodera-mkt@shinnihon.or.jp

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の15万2千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、アーンスト・アンド・ヤングのメンバーファームです。全国に拠点を持ち、日本最大規模の人員を擁する監査法人業界のリーダーです。品質を最優先に、監査および保証業務をはじめ、各種財務関連アドバイザリーサービスなどを提供しています。アーンスト・アンド・ヤングのグローバル・ネットワークを通じて、日本を取り巻く世界経済、社会における資本市場への信頼を確保し、その機能を向上するため、可能性の実現を追求します。詳しくは、www.shinnihon.or.jpにて紹介しています。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

IRS Circular 230に基づく免責事項

本文書中の情報は、その利用者が、いかなる税務当局により賦課される可能性がある罰則の回避ならびに関連する取引についてマーケティングや推奨等を目的として使用することを意図したものではなく、また、かかる目的にも使用することはできません。

©2012 Ernst & Young Shinnihon Tax.

All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20120209-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。